

## 令和7年度第4回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議報告書

日時：令和8年2月2日（月曜日）14：30～16：30

場所：箱根町役場本庁舎4階 第1～3会議室

出席者：【箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議】

高井正委員長、石村光稔委員、佐藤守委員、宮地博篤委員  
元波英敏委員、安藤万奈委員、池島祥文委員、伊集守直委員  
（欠席：勝俣直人委員）

【箱根町】

関田企画観光部長、村山総務部長、山内企画課長、  
菊池観光課長、高木財務課長、飯野税務課長、  
辻満財務課副課長、企画課特定政策係鈴木・上田

傍聴人：6名

### 【会議概要】

企画課長

#### 1 開会

それでは、令和7年度第4回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を開催させていただきます。議事に入るまでの進行を務めます企画課長の山内です。どうぞよろしくお願ひします。

会議に先立ち、資料の確認ですが、事前に次第、委員名簿、資料1～4及び参考資料を送付していますが、不足等はありませんか。なお、これまでと同様、会議録作成のため、音声認識システムを使用します。また、会議は公開で行いますので、傍聴者の方は会議の円滑な進行にご協力をお願いします。

それでは、議事に移りますが、検討会議の委員長であります高井委員からごあいさつをいただき、引き続き、議事の進行につきましてもお願ひします。

委員長

#### 2 委員長あいさつ

皆さんこんにちは。今回は、宿泊税の考え方について議論するにあたり、課税要件等の一部や特別徴収義務者の負担軽減策に関しては、観光分野の委員のご協力のもと、新たに専門部会を立ち上げ、審議してもらうこととしました。また、

並行して、町側では、アンケート調査や説明会を実施し、宿泊税の制度内容に関して、宿泊事業者、観光客、町民それぞれからの意見を把握してもらいましたので、本日は、これらアンケート調査結果等や専門部会による検討結果を報告していただき、それらを踏まえた宿泊税の制度内容（案）について検証し、箱根町の宿泊税制度の骨格や大まかな方向性を固めていきたいと思っておりますので、引き続き活発な議論をお願いします。

### 3 議 題

#### (1) 宿泊税に関するアンケート調査及び検討状況説明会の結果について

委員長

それでは、議題（1）宿泊税に関するアンケート調査及び検討状況説明会の結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局から資料1,2をもとに、アンケート調査及び検討状況説明会の結果について説明した。

委員長

ただいまの説明内容について、質問や確認事項等があればお願いします。

E委員

観光客向けのアンケートのうち、問10のクロス集計に「日帰り」という区分がありますが、日帰りで箱根町を訪れる場合でも、宿泊税のような税金を払ってもよいという回答があったという意味でしょうか。

事務局

この表は、支払っても良いと思える宿泊税の上限額について集計したもので、回答者がアンケート当日に町内に宿泊する場合は宿泊料金区分毎に、また、日帰客の場合は「日帰り」という区分でお示ししています。このため、「日帰り」の区分の回答は、仮に宿泊する場合の上限額の件数を表しているものです。

委員長

宿泊事業者や町民に対しては、アンケート調査に加えて、説明会も開催していますが、これは、どのような意図で開催したのでしょうか。

企画観光部長

これまで、箱根温泉旅館ホテル協同組合を中心に意見交換

等を行ってきましたが、検討を進めていくにあたっては、組合に加盟していない宿泊事業者の方を含め、幅広く意見を聴取したいと考え、検討状況説明会を開催したものです。

**D 委員**

説明会は、宿泊事業者だけではなく町民も対象にしていたと思いますが、資料2にある主な質問や意見は、全て宿泊事業者から出たものでしょうか。

**事務局**

出席者96名の内訳は、宿泊事業者が72名、町民が13名、議会議員が11名となっていますので、当然、町民等からの質問や意見もありますが、それらを含めて記載しています。

**(2) 専門部会による検討結果について****委員長**

次に、議題(2)専門部会による検討結果については、今回、専門部会の部会長を務めていただいたC委員からご報告をお願いします。

**C 委員**

宿泊税導入に係る特別徴収義務者の負担軽減に関する専門部会の検討結果を報告します。資料3をお願いします。

部会設置の趣旨は省略し、調査審議事項ですが、課税要件のうち課税客体、税率設定の考え方、非課税事項と、特別徴収義務者が行う特別徴収事務の負担軽減に関する特別徴収事務交付金及び導入に伴うシステム整備等補助金の5項目について調査審議を行いました。

その結果、1つ目の課税客体については、「町内に所在する宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為」とし、宿泊施設の範囲は、旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所や、いわゆる民泊新法に規定する民泊施設としました。また、本来の許可、届出を得ていない施設であっても、宿泊料金を受けて行う宿泊行為は対象とするものとししました。さらに、町内に所在する野営の用に供される施設、つまりキャンプ場への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為も箱根町では課税客体とすべきであるという検討結果となりました。

このほか、課税客体として規定する宿泊施設は、しっかり定義しておく必要があるという意見や、旅館業法の許可の有無にかかわらず、宿泊料金を受けて宿泊行為を行っている施設は対象とするため、対象施設の一覧はきちんと用意しておくべきという意見、今後、新しい宿泊形態の施設が出てく

ることも考えられるため、必要に応じて条例改正などで対応していく必要があるという意見がありました。

2つ目の税率設定の考え方ですが、アンケート結果でも多数の回答があった「一律定額制」としました。一律定額制の場合、宿泊料金を低額に設定している宿泊施設にとっては負担感が大きいいため、配慮が必要ではないかという意見もありましたが、事務負担の少なさ、お客様に対する説明が容易であることを踏まえ、一律定額制が適当であるとしています。

ただし、一律定額制の税額によっては、小田原市など近隣の地域との価格競争で不利になる懸念もあるといった意見や、様々な料金体系を含めた新たな宿泊事業者の参入や、インフレ対応を考慮すると、定率制も視野に入れておくべきではないかという意見もありました。

3つ目の非課税事項は「引率者も含めた修学旅行等の参加者や年齢12歳未満の者には宿泊税を課さない」としました。なお、現在、入湯税では、修学旅行等の引率者は課税免除の対象になっていませんが、宿泊税は、教育活動の一環であることも踏まえ、引率者を含めて課税免除の対象としているため、入湯税の対象もこれにあわせることが望ましいとしています。

4つ目の特別徴収事務交付金は「納期内納入額の3.0%」としました。これは、町内には入湯税の徴収を行っている施設が多く、新たに宿泊税に関する説明を行う必要があるなど、徴収に係る事務負担が増加することに加え、クレジットカードやオンライン旅行代理店を通じて入湯税を徴収した場合は、宿泊施設が入湯税に対する手数料を負担しており、宿泊税でも同様の負担が生じることを考慮したものです。なお、特別徴収義務者の負担を考慮し、なるべく高い特別徴収事務交付金が望ましいという考え方もありますが、近隣団体と同程度が妥当ではないかという意見から3.0%としたものです。

5つ目のシステム整備費補助金は、「補助率1分の1」、つまり全額を補助すること適当であるとししました。ただし、青天井というわけにもいかないため、「補助限度額として1施設あたり100万円」が妥当としています。

なお、クラウド型システムを使用している施設もあるため、月額使用料の増加分も対象にしてほしいといった意見や、システム改修だけでなくパンフレット等の印刷物の費用も対象に含めてほしいといった意見がありました。

最後に付帯意見ですが、使い道について、先ほどのアンケート結果と同様の意見があったほか、宿泊税の制度内容を見直す際には、固定資産税超過課税などを含めた税負担のあり方について、民間事業者も参加するような会議体で検討してほしいという意見がありました。

専門部会からの報告は以上です。

委員長

ありがとうございました。専門部会に参加いただいたお二人の委員からも検討経過に対するご意見やご感想などお願いします。

B 委員

アンケートと同様に、様々な意見が出ましたが、3回にわたり専門部会で検討を重ね、部会長のもと、調査審議結果をとりまとめることができましたので、内容について、この場で十分ご審議いただきたいと思います。

A 委員

ただいま部会長から調査審議の結果を説明いただきましたが、今回、提出する報告書では、各委員の意見等がよくまとめられていると感じていますので、本日、ご審議をお願いしたいと思います。

委員長

ありがとうございました。それでは、専門部会からの報告について、質問や確認事項等があればお願いします。

D 委員

専門部会でのご検討及びご報告ありがとうございました。課税客体の主な意見の中に、宿泊料金の有無に関わらず宿泊客を滞在させる施設とありますが、具体的にはどのようなケースがあるのでしょうか。

C 委員

この意見は、企業等の研修施設に無料で宿泊する方も宿泊税の対象にすべきという趣旨ですが、事務局の調査では、現在、宿泊料金を徴収せずに滞在させている保養所、研修施設、キャンプ場は、町内で確認できなかったものです。

D 委員

研修施設等は旅館業法に規定する宿泊施設に該当するのでしょうか。

C 委員

中には旅館業法の許可を得ていない施設もありますが、宿

泊料金を徴収し、研修施設に宿泊している実態があるため、本来であれば、旅館業法の許可を得るべきであるという考えに基づき、そのような施設も含めるとしています。

**E 委員** そのことに関する記載は、2 ページの課税客体の※印が該当するということでしょうか。

**C 委員** そのとおりです。

**委員長** その点に関連して、旅館業法の許可や民泊新法の届出を行っていない施設に対しては、宿泊税の条例で罰則等を規定できるのででしょうか。

**事務局** 旅館業法等の許可や届出は、県の保健福祉事務所が所管となります。許可等に関する罰則は、旅館業法や住宅宿泊事業法に規定されているため、宿泊税条例で規定することは想定していません。

**D 委員** 税率設定の考え方に関する主な意見の中に、一律定額制の場合、宿泊料金を低額に設定している宿泊施設にとって負担感が大きいとありますが、宿泊者だけでなく、宿泊事業者の負担感も大きいということでしょうか。

**C 委員** 例えば、1泊5万円で宿泊税500円よりも、1泊5,000円で500円を支払う方が、お客様の負担感は当然大きくなります。また、お客様から見た場合は値上がりになるため、宿泊事業者としては、宿泊客が減少する懸念もありますし、宿泊料金の値下げを含めたプライシングを考えなくてはならなくなるため、どちらにとっても負担感が大きいと考えます。

**委員長** 非課税事項の中に、入湯税の課税免除の対象を宿泊税にあわせることが望ましいとありましたが、年齢12歳未満など、現在の課税免除対象は、地方税法でなく、町の条例で規定しているということでしょうか。

**税務課長** 地方税法上に入湯税の課税免除に関する規定はなく、町税条例で年齢12歳未満の者などを免除対象に定めています。

D 委員 宿泊税は修学旅行等の引率者も含めて課税免除とし、現在の入湯税は引率者が課税免除となっていないため、宿泊税の導入にあわせて、入湯税も引率者を免除してはどうかという意見が専門部会の提案として出たのでしょうか。

C 委員 入湯税を徴収している施設の事務負担を軽減する観点から、入湯税の課税免除対象との整合性を図ることが適当であるという考えに基づき、専門部会ではそのような検討結果となったものです。

委員長 それでは、ここで一旦休憩とし、再開後、制度内容案に関する議論をしていきたいと思えます。

( 休 憩 )

### ( 3 ) 宿泊税の制度内容 ( 案 ) について

事務局 事務局から資料 4 をもとに、アンケート結果や専門部会における調査審議等の結果を踏まえた宿泊税の制度内容案について説明した。

委員長 今回、事務局が整理したこの制度内容案については、来年度提出する検討会議の最終報告書の中に、このような文章が入ると考えています。このことも踏まえつつ、まずは内容で確認したいこと等がありましたら、ご質問等をお願いします。

E 委員 税率について、一律定額制という話はこれまでも議論してきましたが、この 350 円という税額は、検討会議で提案するものなのか、議会が決定するものなのか、この税額を報告書に記載する意図を教えてください。

事務局 町で中長期財政見通しの時点修正等を実施し、今後見込まれる所要額に対して、観光客数を基に試算した結果、税額は 350 円が望ましいという整理を行いましたので、その考え方を検証し、税額を含めた制度を示してほしいと思えます。

委員長 この検討会議の目的は、専門的かつ幅広い見地から議論を重ね、報告書を提出することですが、町の決定や総務省との事前相談の段階で修正が生じるかもしれませんし、最終的に

は議会が決定しますので、税額も含めた制度内容の変更はあり得ると考えています。そのため、必ずしも検討会議で議論をした内容がそのまま実現するというわけではありませんが、検討会議としては、税率や使い道を含めて制度内容の議論の結果を報告することが重要であると考えています。

**E 委員** 専門部会の報告では、税率設定のあり方までしか示されていませんでしたが、350円という税額まで議論されたという理解でよろしいでしょうか。

**C 委員** 専門部会では、調査審議事項が税率設定の考え方であることを踏まえ、具体的な税額までは言及しない形で報告書を作成しましたが、350円という税額を前提として検討を行い、税額に関しても合意形成はできています。

**D 委員** 私も報告書には、税額を含めて記載することを想定していました。平成28年度に固定資産税の超過課税を実施する際には、新財源確保有識者会議から0.28%の超過課税をすべきと提案しましたが、議会で0.18%に下げ、残りの不足分は歳出削減等で対応するという変更を行った上で条例が成立したという経緯もあります。そのため、今回も、例えば税額350円が結果として下がることは当然あり得ると思います。委員長が言われたとおり、税額も含めた制度内容は、最終的には議会が決定するものだと考えていますが、5年毎に予定している見直しの中で、税額の引下げや引上げもあり得ることも想定しながら、検討会議としての提案を行えば良いと考えています。

**A 委員** 税目名についてですが、アンケートの意見にもあったとおり、これまでは、例えば外国人観光客に入湯税を説明する際にはローカルタックスといった説明で理解を求めてきた宿泊事業者もいます。そのため、新たに宿泊税を導入した場合の説明負担の解決策として、入湯税と宿泊税を合わせた名称を何か検討できないのかといった意見もありますので、今後、名称についても検討してほしいと思います。

**委員長** 海外では宿泊税は一般的な税のため、外国人観光客にとっては、導入に対してあまり抵抗感がないと思います。また、

説明の仕方については、宿泊税を導入している先行団体では、入湯税と二重に徴収しているところは複数ありますので、例えば、入湯税や宿泊税を英語でどのように表記するかなど、外国人観光客への対応事例等を調査してほしいと思います。

**F 委員**

キャンプ場でのテントサイトを対象に含めることが難しいことは理解できましたが、例えば、グランピング施設やトレーラーハウスを設けて宿泊させる場合には、それら施設は対象にできるのでしょうか。

また、課税標準は、1人1泊につき徴収するとのことですが、例えば、1棟や1室を単位として料金を設定している施設など、何人泊まったのか正確に確認できない場合は、どのように宿泊税を徴収するのでしょうか。

**事務局**

今回、専門部会で議論になったのは、キャンプ場の中でも、いわゆるオートサイトやテントサイトのような建物がない場所での宿泊行為ですので、グランピング施設やトレーラーハウスのような常設の施設に関しては、旅館業法の規定に基づき捕捉ができるという結論になりました。

また、1棟や1室料金での宿泊に対する宿泊人数は、旅館業法では宿泊台帳を備えることになっていますので、当然把握している宿泊人数を基に徴収することは可能であると考えています。

**委員長**

例えば、駐車場で車中泊する場合であっても、キャンプ場と同様に、箱根町に泊まり何らかの受益を受けていることに変わりはないと思います。ただし、現実的にはそこまで捕捉することはできないため、現時点では、どの先行団体も宿泊施設への宿泊者を対象としていますが、今後の課題でもあると考えます。

**C 委員**

課税客体の対象施設にキャンプ場を含めることは難しいとのことですが、箱根町の中で営業しているキャンプ施設は1か所という理解でよろしいでしょうか。

**事務局**

専門部会で意見が出た1か所は営業実態を把握していますが、キャンプ場には営業許可を得る法律がありませんので、町としてキャンプ場の件数は把握していません。

**C 委員** 仮に 1 か所であれば、その施設がどのような法律に基づいて宿泊行為を行っているのかを特定できれば、対象にすることは可能ではないのでしょうか。

**事務局** 当然、何らかの法律上で定義できれば、捕捉できるかもしれませんが、その後、その定義に基づかない新たなキャンプ場が出現する場合も考慮すると、確実な捕捉や徴収の実効性が確保できないと考えています。

**C 委員** 検討部会の報告の 2 ページの課税客体に関する委員からの主な意見には、今後新しい形態の宿泊施設が現れる可能性もあるため、柔軟に対応していく必要があるという記載があります。まさに、これが今の議論ではないかと思いますが、把握できている施設を捕捉できる法律があるのであれば、それに対応していくべきではないでしょうか。

**事務局** 専門部会の報告に関しては、旅館業法等に規定する施設以外の新たな宿泊施設が出てきた場合には、旅館業法の改正等を受けて、町としても条例改正を行っていくべきという趣旨だったと理解しています。ただし、キャンプ場は、事業内容によって食品衛生法、都市計画法など運営に必要な法律が異なるという問題があり、専門部会の結果を受けて、国にも考え方を確認した結果、課税客体の対象施設に含めることは難しいと判断しました。ただし、対象の可否については、今後、国への事前相談の中で再度確認したいと思います。

**D 委員** 今の議論は、キャンプ場の運営実態は把握できても、現行の法律を根拠にすると、宿泊税の対象施設に位置付けられないため課税できず、定義する法律がない以上、町が勝手に条例で定義することも難しいので、例えばキャンプ場を規定する法制度があって、初めて条例で規定できるという理解で良いのでしょうか。

**委員長** おそらく、キャンプ場を宿泊税の対象としている先行団体はないため、箱根町だけキャンプ場を対象に含めるとしても、どのように規定するのは大きな課題だと思いますが、キャンプ場の経営者を特別徴収義務者に指定できる方法について

て、総務省と調整するようお願いいたします。

#### D 委員

今回、アンケート等の意見を受けて、観光まちづくりの対象範囲における主な使い道の考え方が示されていますが、資料の中には、目的税や普通税という記載はありません。個人的には、非常に広い範囲の行政サービスに関わってくるため、普通税での導入を検討すべきという意見を申し上げてきました。その一方で、検討会議としては、税収の使い道を特定する整理を行ってきたことを考慮すると、目的税として導入する考え方もあるかと思えます。

箱根町で想定する税額 350 円は、先行団体と比べると、高くも低くもないと思いますが、宿泊者数が年間 400 万人の規模になると、それに比例して税収額も大きくなります。先行団体では収入全体に占める宿泊税の割合は 1 % 未満で、小規模団体でも 2 ~ 3 % 程度ですが、箱根町の場合は、13.9 億円を見込むと、収入全体の 10% 程度を占める税収規模になります。それは、観光振興に特化するだけでなく、財源不足に対応しつつ、より幅広く町民の暮らしにも関わる施策にも使えるように、観光まちづくりの範囲を丁寧に整理しながら議論してきた経緯があるからだと思います。ただし、法定外目的税として導入している先行団体の運用を見ると、観光客に対する受益と負担の対応関係や、観光振興の範囲がかなり細かく定められており、私たちが想定する観光まちづくりの広さだと、目的税では位置付けられない可能性もあるため、普通税で導入するという制度設計も念頭に置く必要があると思います。

#### 委員長

税は、本来何にでも使えることが大原則ですが、地方に関しては、特に受益と負担の関係が明確になる部分に目的税の新設が認められています。そのため、国は限られた目的の税制度を想定しており、箱根町のような範囲が広く、また税収が大きいものはあまり想定していないかもしれませんので、目的税には該当しないと指摘される可能性もあります。現時点で考え方を絞り込むことは難しいですが、町が条例案を議会に上程するにあたっては、普通税か目的税かを決定する必要がありますので、検討会議の報告書には、どこまで記載することを求めているのでしょうか。

## 企画観光部長

検討状況説明会で普通税に関する質問をいただいた際には、検討会議の中で議論を深めていく旨を回答してきました。ただし、現段階で目的税、普通税のどちらかを明確に示すことは難しいと考えていますので、本日の検討結果をもとに、箱根町における宿泊税の考え方について総務省に事前相談し、また、学識経験者にもご協力してもらい、望ましい宿泊税制度のあり方を導き出したいと思っております。

## 委員長

個人的には、使い道の範囲を道路整備まで想定している時点で、観光振興のための目的税と位置付けることは難しいと感じますが、他の先行団体とは異なる箱根町の特殊性を議論してきた経緯もありますので、総務省にはそのことも理解してもらおう必要があると思っております。

## D 委員

使い道を決めている時点で、それは税ではないという国もある中で、日本では目的税を認めています。その場合、使い道を細かく決める必要があることを考慮すると、箱根町の場合、目的税で導入することは難しいという判断もあり得ると思っております。ただし、太宰府市の歴史と文化の環境税のように、普通税としては若干矛盾するかもしれませんが、趣旨や目的をきちんと説明しているところもあるため、仮に普通税で導入するとしても、何にでも使うのではなく、検討会議で確認してきた観光まちづくりの対象範囲の中で使っていく説明や整理は可能だと思っております。

## 委員長

今の意見に関連して、廿日市市の宮島訪問税は普通税ですが、考え方が箱根町と似ており、箱根町を訪れて泊まる人は、町で受益を受けるため、その分の行政サービスを少し負担してもらおうと捉えることもできると思っております。

また、特別徴収事務交付金について、神奈川県は軽油引取税が報奨金交付金を足して合計 2.5% であり、町の 3.0% では高いと指摘される可能性もあるため、総務省との事前協議にあたっては、県や先行団体の交付金の率や考え方を資料として用意しておいたほうが良いと思っております。

なお、税率設定は、一律定額制が妥当という結果になりましたが、一律定額制ではインフレに対応できず、見直し期間に限らず条例改正を行わざるを得なくなる可能性もありますので、東京都も定率制に変更しようとする流れがある中で、

今後、定率制の議論も必要だと感じました。

H 委員

今回の町民向けのアンケート調査の回答率が非常に低い印象を受けました。実際、町民の宿泊税に対する関心は低く、宿泊事業者は大変だといった対岸の火事のような意見もよく聞きます。そのため、町が町民に対して、財源不足を解消するためにも、新たに観光客から負担をお願いして、宿泊税の導入を検討していることや、観光まちづくりを進めていくという基本理念を丁寧に説明していく必要があると感じます。

F 委員

宿泊事業者、観光客、町民に対するアンケート調査の方法がそれぞれ異なっており、特に、町民向けのアンケートは、公式 LINE の友達登録者のうち、さらに町内居住者に限定していることが回答率にも影響しているのではないのでしょうか。

委員長

宿泊税は、基本的に観光客に課す税金であり、町民は納税者にならないものの、例えば道路が拡幅された場合には、受益者にもなりますので、もっと関心を持つことは大切だと思います。

B 委員

先行団体の導入経過をみると、宿泊事業者の立場として、自分たちが特別徴収するからには、全て観光振興に使ってほしいという意見が大勢を占めている中で、箱根町の場合は、宿泊事業者の方から、観光事業者と町民の両方に関わる部分にも使っていこうという意見が多く出ていることは、DMO の立場として、もっと町民に伝えていきたいと思います。

これから2年間をかけて、第3次HOT21観光プランの策定作業を予定していますが、これまでと比べて観光振興の財源も増えるわけですから、日本を代表する観光地として、将来に向けた投資も必要になってくると思います。検討会議の委員の中で、今回の制度内容案に対してあまり意見が出ないということは、ある程度議論を尽くした結果だと思いますので、この案をもって次の段階に進めてほしいと思います。

委員長

それでは、本日の意見や幅広い使い道に関する留意点等も含めて、今回の制度案の内容を国に確認するようにお願いします。

**委員長** (4) その他  
次に、議題(4)その他について、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局** 事務局から参考資料をもとに、次回の議題の説明と日程に関する事務連絡を行った。

**委員長** 他になければ、本日の議事はこれで全て終了しましたので、事務局に進行をお返しします。

**企画課長** 4 閉 会  
本日は、お忙しいところありがとうございました。  
これで、令和7年度第4回観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を閉会いたします。  
ありがとうございました。